

傷病手当金の支給に関するQ&A

Q1. 傷病手当金の支給対象になるのはどのような人ですか。

給与の支払いを受けている久留米市国民健康保険の加入者であり、新型コロナウイルス感染症にかかった、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなくなった方です。

Q2. 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合とはどのような場合ですか。

風邪の症状や発熱が続いている場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合などを目安としています。基礎疾患があるなど重症化しやすい方は、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合も対象となります。また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

Q3. 無症状の濃厚接触者で労務に服さなかった場合や、感染の疑いがないものの事業主からの指示で労務に服さなかった場合などは、傷病手当金の支給対象になりますか。

傷病手当金は「療養のため労務に服することができなかった」ときに支給するものであるため、無症状の濃厚接触者や感染の疑いがない人が事業主の指示で労務に服さなかった場合は、支給対象になりません。

Q4. 給与とは具体的にどのような収入でしょうか。

所得税法第28条第1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる賃金や給与です。ただし、賞与(健康保険法第3条6項に規定する賞与)は含まれません。

Q5. フリーランスは支給対象になりますか。

自営業の方や個人で事業を行う方は、給与の支払いを受けていないため、対象になりません。

Q6. 個人事業主の家族で、青色事業専従者給与及び白色事業専従者給与の支払いを受けている人は支給対象になりますか。

所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払を受けている者に青色事業専従者及び白色事業専従者も含まれるため、青色事業専従者及び白色事業専従者も支給対象になります。

Q7. 支給対象となる日はどのような日ですか。

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が傷病手当金の支給対象となります。

Q8. 「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日」は、3日間連続する必要がありますか。また、この3日間には有給休暇で休んだ日も含まれますか。

この3日間は、労務に服する予定だったが労務に服することができなくなった日から起算され、この起算日以降に労務に服することができない日が3日間連続する必要があります。また、この3日間には有給休暇・無給休暇どちらも含めることができます。

Q9. 支給額はどのように計算するのでしょうか。

直近3か月間の給与をもとに1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日(=4日目)から、労務に服せなかった日数分の支給を行います。

《計算方法》

直近3か月間の給与の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3 = 1日当たりの支給額

1日当たりの支給額×労務に服せなかった日数(Q8の3日間を除く) = 傷病手当金の支給額

Q10. 直近3か月における就労日数が一切ない人は、傷病手当金は支給されないのですか。

直近3か月における就労日数が0日の場合、1日当たりの支給額が0円となり傷病手当金は支給されません。

Q11. 1日当たりの支給額に上限はありますか。

上限は30,887円です(令和2年3月現在)。
標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

Q12. 申請方法を教えてください。

健康保険課 給付チームへ電話、ファックス、またはEメールでお問い合わせください。申請方法など詳しい内容をご案内させていただき、申請書などを郵送させていただきます。必要事項をご記入のうえご返送ください。

Q13. 申請の際に提出する書類を教えてください。

提出していただくものは次のとおりです。①～⑥のすべての書類をご提出ください。

<健康保険課で用意しているもの>

- ①傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- ②傷病手当金支給申請書 兼 同意書(被保険者用)
- ③傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- ④傷病手当金支給申請書(医療機関記入用) ※医療機関に受診していない場合は不要
- ※傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)は、医療機関の負担軽減のため、当面の間、添付は不要となりました。

<ご用意いただくもの>

- ⑤直近3か月間の給与の支払いが確認できるもの(給与明細や給与が振り込まれた通帳の写し)
- ⑥世帯主と被保険者の保険証、または公的機関が発行している本人確認書類の写し

※審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

Q14. 傷病手当金を受領する口座は、世帯主以外のものを指定できますか。

久留米市国民健康保険の給付制度は、原則世帯主名義の口座となっておりますが、傷病手当金制度については、世帯主以外の口座名義をご希望することができます。

代理人の方が受領される場合は、世帯主から委任を受ける必要があります。また追加書類として、代理人の本人確認書類(公的機関が発行しているもの)の写しの添付をお願いします。

※委任状は、Q13の①に記入欄を設けています。

Q15. 支給までどのくらいの期間がかかりますか。

申請に必要なすべての書類を受理してから支給をするまでに、1か月程度かかる見込みです。申請内容によっては更に審査にお時間をいただく場合があります。

新たなお問い合わせがあり次第随時更新いたします

【申請手続に関するご相談やお問い合わせは、電話、FAX、Eメールでお願いします】

問い合わせ先

久留米市 健康福祉部 健康保険課 給付チーム 電話 0942-30-9029
FAX 0942-30-9751
Email hoken@city.kurume.fukuoka.jp